

1. 新型肺炎蔓延後の中国の入国管理

① 2020年3月28日より

訪中ビザ、及び、居留許可を保持する外国人の入境を一時的に停止。

また、15日以内の日本人の中国滞在に関するビザ免除措置は、2020年3月31日正午から暫定停止。

但し、日本人が経済貿易、科学技術等の緊急需要がある場合、及び緊急の人道的な特別事情がある場合には、駐日中国大使館にビザ申請が認められる。

② 2020年8月22日より（規制緩和）

1) 有効な居留許可を保持する場合、ビザを取得すれば入国が可能となった。

2) 居留許可期限が切れている場合は、招聘状を取得した上で、ビザを申請・取得すれば、入国が認められる。

③ 2020年9月28日より（規制緩和）

1) 期限内の居留許可を保持する場合、ビザは不要となり、居留許可に基づいて入国可能に。

2) 居留許可の期限が切れている場合は、居留許可、及び、関連書類に基づき（招聘状の要否は明記されず）、ビザを申請・取得すれば入国可能。

④ 2020年11月2日より

- 1) 期限内の居留許可を保持する場合、ビザは不要。
居留許可に基づいて入国可能（変更なし）。
- 2) 居留許可の期限が切れている場合は、省人民政府外事弁公室、或いは、商務庁等の招聘状を取得する必要がある。その後、ビザを申請・取得すれば、入国可能（条件の明確化。若しくは、規制強化）。

⑤ 2020年11月30日より

日中間の「ビジネストラック」開始。

隔離免除措置ではなく、隔離期間中の制限付き業務活動の容認という位置付け。但し、全く機能していない。

⑥ 2021年3月15日より

中国製のワクチン接種を条件に、Zビザ（就業）、Mビザ（商務ビジネス）取得に際しての外事弁公室発行の招聘状が不要となった（家族も対象）。

⇒ 新型コロナ防疫措置として要求される、省級外事弁・商務部門、または中央企業が発行する『招聘状（PU）』、『招聘状（TE）』及び『招聘確認単』が免除される。

かねてより要求されていた、招聘元（外資企業を含む、中国の会社など）発行の招聘状は、引き続き必要。

⑦ 2022年6月6日より

Zビザ（駐在用ビザ）・Sビザ（配偶者・子女等に発給されるビザ）の申請に関しては、省級外事弁公室発行の招聘状（PU）が不要となった（駐日本中国大使館の発表は6月17日）。

⑧ 2022年7月1日より

出張ビザ（Mビザ・Fビザ）の申請に関しても、省級外事弁公室発行の招聘状（PU）が不要となった

2. 隔離期間短縮

2022年6月27日、国務院聯防聯控機制綜合チームは、入国者に対する隔離期間短縮方針を発表（聯防聯控機制總發[2022]71号）。集中隔離7日間＋健康觀察3日間となった（それ以前は、場所によって、3週間＋1週間。若しくは、2週間＋1週間）。

3. 香港の状況

2022年8月12日より、ホテル隔離3日間＋自宅健康観察4日間
自宅健康観察中は、毎日抗原検査、4日目・6日目にPCR検査。
レストラン含むハイリスクエリアの訪問は不可だが、公共交通機関を使用して出勤、通学、買い物は可能。
11月より隔離不要になるとの噂もあるが、詳細不明。

4. 中国本土

現時点ではゼロコロナ方針継続中であり、将来の政策転換情報はない。